

令和 7 年度

事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 日本航空機操縦士協会

令和 7 年度事業計画

- ・日本航空機と海上保安庁機による羽田空港航空機衝突事故から一年余りが経過し、昨年末には運輸安全委員会から事故調査の中間報告が発表されました。それを受けて、滑走路誤進入防止に向けた対策も国土交通省による調査検討会議を軸にして急ピッチで進んでいます。
また、滑走路への異常接触など小型航空機による事故も複数件発生し、海外でも航空機事故が頻発して航空の安全に対する関心が高まっている中で、当協会の航空の安全に対する取り組みも多方面にわたってより一層重要になっています。
- ・国内の少子高齢化に伴い、航空界でも操縦士のみならず整備士、グラウンドスタッフなど航空従事者の不足が深刻化しており、喫緊の人材確保はもとより将来に向けた要員の育成が急務となっています。国土交通省が主体となって進める対策検討会での各種施策とあわせて、当協会でも関連団体・航空会社等との協力体制を構築しながら、裾野拡大事業をより一層積極的に進めるとともに、SNS 等の利用により幅広い年齢層に航空の魅力を伝える活動が求められています。
- ・会費収入の減少や諸経費の値上がり等によって厳しい財政状況が続く当協会は、一昨年に立ち上げた「収支改善プロジェクト 3 年計画」の中で進めて来た各種施策の効果により着実に改善方向に向かっています。今年度は当該計画の最終年度となり、これまでに実施して来た各種施策の深化と新たな取り組みをさらに進め、協会が将来にわたって活発に航空界へ貢献するために、引き続き収支改善努力を継続していきます。

以上を踏まえ、令和 7 年度の事業計画は、

- 1 航空の安全に対する取り組みの強化
- 2 航空の裾野拡大の効果的推進
- 3 収支改善による財務の健全化の継続

を柱として以下に記載した事業を推進し、公益法人としての責務と使命を果たすとともに、我が国航空の健全な発展に寄与して行きます。

(※ 事業項目詳細は事業計画表を参照)

[定款に基づく事業]

- 1 航空の安全文化の普及と啓発：(定款 第 4 条 1 項)

- (1) 事故・重大インシデント防止のため、無人航空機関連を含む官公庁、諸団体が主催する委員会・協議会・検討会等に委員を派遣し、操縦士の立場から意見・情報を発信して安全文化の普及に努めます。
- (2) 航空の安全に関わる航空局通知・連絡事項等について、ホームページ・メールマガジン・E-journal 等を利用し、広く内外への周知を図ります。
- (3) シンポジウム・セミナー・講習会・講演会等を開催し必要な安全情報を提供することによって、航空の安全文化の啓発を行います。
- (4) 次世代の航空界を担う人材を発掘し育成すべく、官公庁や他団体との協力体制も構築しながら、児童・青少年を対象に FTD(飛行訓練装置)も活用して各種イベントを開催します。
また、空の日イベントや航空スポーツイベントにも参加し、SNS 等も利用して航空の魅力を伝え、航空の裾野拡大に努めます。
- (5) 国土交通省が主体となって進める航空整備士・操縦士の人材確保・育成に向けた取り組みに参加・協力して行きます。

2 安全対策（制度と運用）：（定款 第4条2項）

- (1) 関係省庁が主催する航空安全に関する各種委員会・協議会等へ委員を派遣し、それぞれの委員の知識と経験を安全対策の制度と運用に反映していきます。
- (2) 国土交通省主催「羽田空港航空機衝突事故調査検討委員会」に協会役員を派遣し滑走路誤進入の対策を検討するとともに、関連ワーキンググループにも委員を派遣し対策の制度と運用の構築に協力していきます。
- (3) 関係省庁・諸団体と協力し、新たに航空運送事業以外の操縦士に対して TEM・CRM・SRM を普及させていく施策の構築について検討を行います。
- (4) 関係省庁・関係団体と協力し、ATC コミュニケーションハンドブックを改訂するとともにコミュニケーションループ(バーバルコミュニケーション、バーバルベリフィケーション) を普及させていきます。

3 情報(知識)の伝達と提供：（定款 第4条3項）

- (1) 電子書籍（JAPA Air Book）を含む種々の協会発行書籍により、様々な航空分野の教育資料を提供していきます。
- (2) ホームページ、電子書籍アプリ（POSTE）、メールマガジン、SNS 等を活用し、シンポジウムやセミナー等の内容を公開するなど有益で最新の情報を提供します。

4 技術習熟の支援：（定款 第4条4項）

FTD(飛行訓練装置)を使用して知識及び飛行技術の向上を支援するとともに、操縦研修等での利用にも支援・協力を行います。

5 情報収集と調査研究：（定款 第4条5項）

- (1)官公庁、諸団体による事故防止等の調査研究に FTD も活用して協力していきます。
- (2)外部機関による各種検討会、委員会等に参加し、無人航空機関連を含む航空に関する最新の情報を収集し、調査研究に反映していきます。

6 その他、本協会の目的を達成するために必要な事業：（定款 第4条6項）

- (1)会員の福利厚生として、ロスオブライセンス等の団体保険、顧問弁護士による法律相談を充実させるとともに、百貨店・書店・レストラン・宿泊施設・レンタカー等での割引利用による会員へのサービス向上に努めます。
- (2)表彰制度を通じて、航空の発展に貢献した個人や団体、大学の航空関連学部等において優秀な成績を収めた学生を称えとともに、新たに航空の発展に貢献した客室乗務員を褒章対象として推薦し、航空界全体のモチベーション向上に努めます。

[収支改善対策]

下記の収支改善策を実施し財務の健全化を目指します。

<収入増>

- (1)協会の主収入である会費の収益増を図るために種々の方策により、外国人操縦士を含めた新規の個人・法人会員の獲得に努めるとともに、本年度(2025年4月1日)より会費額の改定を実施し、財務の安定化に努めます。
- (2)寄付金制度、クラウドファンディング等の増収施策の推進。
- (3)JAPA ロスオブライセンス制度広報による既存会員加入者促進、新規会員加入者促進。
- (4)JAPA 発行書籍の販路拡大(WEB ストア利用など)

<支出減>

- (1)昨年より実施している経費削減策を継続して実施します。
 - ・管理費関連(会議費、旅費交通費、光熱費、消耗品費、委託費等)の削減。
 - ・イベント・講習会・セミナー等の開催形態を工夫し（ハイブリッド化等）、運営費の削減に努めます。

- ・各種配布物の電子化を促進します。

[事業計画表]

公益法人である本協会の事業は公益目的事業とその他の事業に分類され、更に公益目的事業は事業の性格により2つに分類され内閣府より認定を受けています。

公1：航空の安全文化の普及と諸般の調査研究を対象としている事業

公2：運航の安全に資する知識の向上と情報提供及び調査研究を対象としている事業

他：本協会の目的を達成するために必要な事業

	定義に定める事業	事業計画	区分
1	航空の安全文化の普及と啓発	ATS シンポジウム、航空気象シンポジウム 小型航空機セーフティーセミナー TEM/CRM セミナー、SRM セミナー、出張セミナー 航空安全講習会、RNAV 講演会、航空安全セミナー 航空医学適性セミナー、航空局通知・連絡事項等の周知 Fly with us~空の仕事ワークショップ~ Kids Be a pilot (こども航空教室) 空の日イベント参加 (スカイスクエア等) 航空スポーツ (FAI 関連) イベント参加 FTD、ポータブル FTD による裾野拡大事業 官公庁・外部団体主催委員会等への委員派遣 官公庁・外部団体主催研修へ講師派遣 「航空機操縦士養成連絡協議会」 「航空整備士・操縦士の人材確保に関する検討会」	公1
2	安全対策 (制度と運用)	「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」 「小型航空機等に係る安全推進委員会」 「航空身体検査審査会」「CARATS」「VOICES 分析委員会」 「航空英語能力証明審査委員会」「航空障害標識調整会議」 「空港安全技術懇談会」「航空スポーツ連絡会」 その他、多数の委員会等に役員・委員を派遣	公2

3	情報（知識）の 伝達と提供	学科試験問題例題集検討会	公 2
		電子版を含む協会発行書籍及び資料による教材提供 「AIM-J 日本語・英語版」「スタディガイド（例題問題集）」 「TAKEOFF」「ヘリコプター操縦教本」「区分航空図」 「ATC コミュニケーションハンドブック」「TEM /CRM」 「HIMS ガイダンス」「ヘリコプター運航動画」等	
		Web(SNS を含む)による情報の提供 「ホームページ」「パイロット誌」「E-journal」 「メールマガジン」「イベント情報」	
4	技術習熟の支援	FTD を使用した「ワンポイントレッスン」による 技術習熟の支援	
5	情報収集と 調査研究	・ 外部委員会等への参加による情報収集と 調査研究への反映 ・ FTD を利用した調査研究への協力	
6	その他、本協会の 目的を達成するた めに必要な事業	福利厚生事業 ・ 団体保険（ロスオブライセンス制度、総合補償制度） ・ 法律相談 ・ 優待・割引利用制度等の会員特典 ・ 寄付金制度・クラウドファンディング	他
		表彰関連事業	